

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年 4月26日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目 1 番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北二条西九丁目 1 番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上野 昌邦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,200,000,000円 第 2 回新株予約権 15,040,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 1,615,006,720円 （注）行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額 の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額は増加又は減少いたします。 また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年4月26日開催の臨時株主総会において第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行が承認されたこと並びに平成25年4月26日付で臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）
- 2 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）
 - (1) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 6 大規模な第三者割当の必要性

第二部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

- 2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

（訂正前）

<前略>

（注）1．新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。本新株予約権付社債については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日に開催予定の臨時株主総会における本新株予約権付社債の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われている。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）1．新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。本新株予約権付社債については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日開催の臨時株主総会における本新株予約権付社債の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われ、当該株主総会において本新株予約権付社債の発行に関する議案が承認されている。

<後略>

2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

（訂正前）

<前略>

（注）1．新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）を以下「本新株予約権」という。本新株予約権については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日に開催予定の臨時株主総会における本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われている。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）1．新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）を以下「本新株予約権」という。本新株予約権については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日開催の臨時株主総会における本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われ、当該株主総会において本新株予約権の発行に関する議案が承認されている。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 当該資金の調達方法と選択理由

(訂正前)

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組員である㈱ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、主要開発品の計画的な開発を促進することで一日も早い上市を達成するためには、この時期に安定した資金を調達することで、提携先の有無にかかわらず自社で開発を進められる財務環境を整えることが株主価値の最大化に資するとの信念に基づき、上場時の戦略を現時点で見直すことを決断いたしました。一方で、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用し、加えて㈱ウィズ・パートナーズから取締役2名の派遣を受けることを通じてインサイダー取引規制による売却の抑制を図ることが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。また、現時点上場時の戦略を見直すことにつきましては、株主価値の最大化に向けての当社の考え方について十分な説明を尽くさなければならないとの認識に立ち、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会での普通決議を得ることを発行の条件としてしております。

< 中略 >

< その他配慮した点及びその対策 >

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、㈱ブルータス・コンサルティングより、平成25年2月27日において、第1回新株予約権付社債並びに第2回新株予約権発行の財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオン及びベーカー&マッケンジーより、現在妥当しうる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行要項の内容及び上記の㈱ブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でない^と判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断し、その発行の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議に当たっては、臨時株主総会に付議する第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行に関する議案の株主総会参考書類において、その発行の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を当該株主総会で説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただくことといたします。

（訂正後）

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、主要開発品の計画的な開発を促進することで一日も早い上市を達成するためには、この時期に安定した資金を調達することで、提携先の有無にかかわらず自社で開発を進められる財務環境を整えることが株主価値の最大化に資するとの信念に基づき、上場時の戦略を現時点で見直すことを決断いたしました。一方で、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用し、加えて㈱ウィズ・パートナーズから取締役2名の派遣を受けることを通じてインサイダー取引規制による売却の抑制を図ることが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。また、現時点上場時の戦略を見直すことにつきましては、株主価値の最大化に向けての当社の考え方について十分な説明を尽くさなければならないとの認識に立ち、平成25年4月26日開催の臨時株主総会での普通決議を得ることを発行の条件とし、当該株主総会の承認を得ております。

< 中略 >

< その他配慮した点及びその対策 >

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、㈱ブルータス・コンサルティングより、平成25年2月27日において、第1回新株予約権付社債並びに第2回新株予約権発行の財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオン及びベーカー&マッケンジーより、現在妥当しうる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行要項の内容及び上記の㈱ブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断し、その発行の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成25年4月26日開催の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議に当たっては、臨時株主総会に付議する第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行に関する議案の株主総会参考書類において、その発行の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を当該株主総会で説明し、当該議案が承認されたことをもって、株主の皆様へ意思確認とさせていただきます。

第二部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

（訂正前）

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書

（第13期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日北海道財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成24年10月25日北海道財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年11月12日、平成24年11月20日及び平成24年11月21日北海道財務局長に提出。

平成24年10月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

（訂正後）

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書

（第13期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日北海道財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成24年10月25日北海道財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年11月12日、平成24年11月20日及び平成24年11月21日北海道財務局長に提出。

平成24年10月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に北海道財務局長に提出。